

第1回海運分野の飲酒対策に関する検討会（議事概要）

日 時：平成31年3月5日（火）14:00-15:30

場 所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室

出席委員：井手委員、今津委員、葛西委員、庄田委員、藤田委員、南委員

オブザーバー：（一社）日本外航客船協会、（一社）日本船主協会、（一社）日本旅客船協会、日本内航海運組合総連合会

議 事 概 要：

- 設置要領（資料1）に基づいて「海運分野の飲酒対策に関する検討会」を海事局に置くことについて了承を得た。
- 当該検討会の座長として今津委員が選任された。
- 事務局から資料に沿って説明し、その後意見交換を行った。

（委員及びオブザーバーから出された主な意見）

- アルコール検知器だけに頼るのは良くない。規制される側の意見も聞くべき。ILO乱用防止プログラムが参考となる。
- 不正防止対策は、複数日連続して洋上を航海する船舶では困難ではないか。なりすましをどう防ぐかが重要。
- アルコール検知器の使用による数値基準の遵守と事業者の安全管理体制のあり方は同時並行で検討すべき。
- アルコール検知器の検出の下限值や許容誤差なども考慮して検討したほうがいいのでは。
- アルコール検知器協議会から情報を入手してはどうか。
- 米国が指定するアルコール検査器は、米国で型式認定を取得した以外は認められないので、米国の型式認定にも対応したアルコール検知器も検討してはどうか。
- 外航貨物船においては、荷主の基準も厳しいので、安全管理規程で当直中における血中アルコール濃度がゼロであること、始業、入直の4時間前からのアルコール摂取禁止、入直前、始業前のアルコールチェックの実施、記録、保存等について定めている。
- 管理会社による抜き打ち検査やPSCによるチェックもあり、飲酒対策はしっかり行われており、船内で不正を隠蔽できる様な状況ではないと感じる。

以 上